

# 平成23年度税制改正に関する意見の概要

## 基本認識

平成22年7月8日  
東京商工会議所

- ◆わが国経済は緩やかながら回復の兆しは見られるが、自律性に乏しく、地域経済や中小企業は依然として厳しい状況。景気回復を確実なものとし、最優先課題のデフレからの早期脱却と、新成長戦略の着実な実施による高い経済成長の実現が必要。
- ◆名目3%超、実質2%超の「強い経済」を実現する「新成長戦略」の中心的役割を担う企業、特に中小企業の発展は経済成長のカギ。
- ◆ヒト、カネ、情報等の集まる国際ビジネス拠点として、首都東京の一層の競争力強化に向けた国内事業環境の整備を図るべき。
- ◆わが国財政は危機的状況。「新成長戦略」と「財政運営戦略」を一体的に実行し、財政健全化を着実に成し遂げる必要がある。このため、社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位等と財政健全化を総合的にパッケージで捉え、中長期的な歳入の見通しを明らかにしつつ、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて、必要な歳入を確保すべき。
- ◆危機的な財政赤字の状況や今後の社会保障給付費等の伸びを考えた場合には、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて、必要な歳入を確保する必要があり、消費税率の引き上げもやむを得ないと考える。ただし、持続可能な社会保障制度の構築や財政健全化等の総合的な検討を経ずに、先に引き上げのタイミングや税率を判断するのは適当ではない。仮に、消費税率を引き上げる場合にも、デフレ解消等についても十分検討するとともに、価格転嫁の問題、複数税率の回避、逆進性対策について、万全を期すことが必要である。また、基本的な社会インフラとして、社会保障と税に共通した番号が不可欠であり、共通番号制度の導入を早期に実現すべき。

平成23年度税制改正は、景気回復とデフレ克服、経済成長を促進する観点から、中小企業の成長力・経営基盤強化、世界のビジネス拠点である首都東京の国際競争力強化と活性化に向けて、以下の税制措置を実現

## I. 企業の成長力強化を促す税制

### 1. 企業の経営基盤強化に資する税制措置

- (1) 法人税の引き下げ
  - ・法人実効税率の引き下げ
  - ・中小企業軽減税率11%の恒久化・適用所得金額の引き上げ
  - ・中小企業向けをはじめ、経済成長に資する租税特別措置は維持すべき
- (2) 事業承継の円滑化のための税制措置の拡充(納税猶予制度の要件緩和等)
- (3) 留保金課税の廃止
- (4) 欠損金制度の拡充
- (5) 役員給与に係る税制措置の拡充
- (6) 経営力強化に向けた税制措置の創設
- (7) 事業再生・再編を支援する税制措置の拡充
- (8) 印紙税の廃止
- (9) 消費税制度に関する改善すべき事項
- (10) グループ法人税制の運用改善

### 2. 企業の競争力強化に資する税制措置

- (1) 企業のイノベーション促進のための税制措置の拡充
  - ・技術開発・研究開発・設備投資、雇用促進を支援する税制措置
- (2) 新規創業・ベンチャー企業を支援する税制措置
  - ・法人税の減免、新規雇用増に応じた税額控除、エンジェル税制の拡充
- (3) 中小企業の国際化(海外展開)を支援する税制措置の拡充
- (4) 中小企業のIT化を支援する税制措置の拡充
- (5) 国内事業環境整備に向けた税制改正
- (6) 環境・省エネへの取り組み促進に資する税制措置の拡充
  - ・地球温暖化対策のための税は、他の施策と一体的に検討されるべき

平成22年度末で期限切れとなる設備投資等に関する租税特別措置(中小企業向けはじめ経済成長に資する租税特別措置は延長すべき)

中小企業等基盤強化税制(情報基盤強化税制、中小卸・小売業・サービス業に係るもの等)、人材投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制等

## II. 内需拡大・地域活性化に資する税制

### 1. 内需拡大・消費拡大に資する税制措置

- (1) 中小企業における交際費の全額損金算入の実現
- (2) 金融所得課税の一元化
- (3) 大規模地震対策の促進

### 2. 首都東京の活性化に資する税制措置

- (1) 土地・住宅税制等の見直しや中心市街地等の活性化のための税制措置の拡充
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 法人への安易な超過・独自課税への反対

## III. 経済社会の変化に対応した税制

### 1. 納税環境整備

- (1) 社会保障と税の共通番号制度の早期導入
- (2) 国税・地方税・社会保険料の徴収効率化
- (3) 利子税・延滞税・不納付加算税の軽減
- (4) 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設等
- (5) 活動実態に応じた非営利法人課税の実施
  - ・商工会議所等への寄附金制度の拡充

### 2. 確定決算主義の維持と非上場企業(特に中小企業)の会計のあり方

- ・中小企業の実態に則した会計基準を中小企業庁等を中心に、中小企業関係者等が参加する場において策定すべき